

岩手県告示第 135 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 2 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 二戸田子線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市下斗米字米田平 1 番 6 地先内	新	m 22.8～19.0	m 22.0
	旧	22.8～20.8	22.0
二戸市下斗米字米田平 20 番 3 地先から 167 番 1 地先まで	新	32.0～26.6	34.4
	旧	32.8～26.6	34.4

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 340 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市高田町字栃ケ沢 38 番 14 地先から竹駒町字相川 204 番 10 地先まで	新	B m 53.0～24.4	m 246.2
陸前高田市高田町字栃ケ沢 38 番 14 地先から竹駒町字相川 100 番 5 地先まで	旧	A 36.4～12.6	199.5
陸前高田市高田町字栃ケ沢 38 番 14 地先から竹駒町字相川 204 番 10 地先まで		B 53.0～24.4	246.2

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで